

## 第4章 災害予防計画

特別防災区域に係る災害の発生を未然に防止すること及び災害が発生した場合に被害の拡大防止対策を講ずることを目的とする。

### 第1節 危険物等災害予防対策

特別防災区域に係る石油類等の危険物及び高圧ガス等（以下「危険物等」という。）の火災又は爆発に対し、各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。

#### 1 特定事業者

##### (1) 災害の発生を予防する対策

- ア 危険物等の施設及び設備は、危険物等の危険度、保安体制等を考慮し、適正な配置を行う。
- イ 危険物等の施設の位置、構造及び設備が法令に適合するように維持する。
- ウ 危険物等の施設及び設備の操作方法の習熟を図る。
- エ 危険物等の施設及び設備は、予防規程等で定める計画に従い保安のための検査及び点検を徹底し、改善を要する場合は、早急に改善を図り十分な安全対策を講ずる。
- オ 特定防災施設を法令に適合するよう維持するとともに、必要な防災資機材を整備する。
- カ 自衛防災組織の防災要員を防災規程の定めるところにより適正に配置する。
- キ 作業基準、機器交換基準を定め、施設の安全管理を徹底する。
- ク 下請業者を多数使用する場合は、的確な作業指示を行うとともに、作業命令系統と作業監督制度の確立を図る。

##### (2) 災害による被害の拡大を防止する対策

- ア 災害発生時に、自衛防災組織が迅速かつ適切に災害対応に取り組めるよう、防災活動の体制を整備する。
- イ 異常現象時における設備等の操作方法、通常操業及び夜間・休日時など様々な状況を想定した指揮・命令及び伝達系統を明確にする。
- ウ 災害発生時、災害に関する情報を取りまとめ、災害の現場における消防隊及び防災要員への情報提供体制を整備する。
- エ 自衛防災組織の防災要員に対し、異常現象発生時における、アセスメント調査結果を踏まえた爆発や火災等の発生危険性及びその影響範囲、避難経路等の周知徹底を図る。
- オ 緊急時の措置等を十分習熟させるよう従業員等に教育訓練を徹底する。
- カ 災害の防止に関し共同防災組織、広域共同防災組織及び他の特定事業者と常に連絡をとれる体制を整備する。
- キ 災害発生時に備え、公設消防隊と各々の対応能力、役割分担を確認し、訓練を実施し

て連携強化を図る。

ク 広域共同防災組織加盟特定事業者は、事業所の敷地内の構造等を踏まえ、各危険物タンクにおける大容量泡放射システムの設置場所や設置方法を事前に検討し、必要な訓練を実施する。

## 2 関東東北産業保安監督部東北支部

- (1) 必要に応じ特定事業所に対し立入検査を行う。
- (2) 必要に応じ高圧ガス施設の設置者に対し立入検査を行う。
- (3) 必要に応じ電気施設の設置者に対し立入検査を行う。
- (4) 地盤沈下防止に対する対策を講ずる。

## 3 青森労働局

- (1) 危険物等の施設の安全管理体制の強化を図るための監督、指導を行う。
- (2) 労働安全衛生法第 88 条に該当する危険物等施設についての事前審査を強化する。

## 4 県

- (1) 高圧ガス製造所等の保安体制について定期又は臨時に立入検査を行い、安全対策について指導、監督を行う。
- (2) 必要があると認められるときは、石炭法第 40 条に基づき特定事業所に立入り、施設、帳簿書類その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問を行う。
- (3) 危険物移送取扱所の許可及び予防査察等の実施並びに消防機関が行う危険物施設の許可及び予防査察等について指導又は助言を行う。
- (4) 防災施設及び資機材等の整備を行う。
- (5) 防災のための教育訓練を行う。
- (6) 所在市村が実施する避難対策の状況を把握し、情報提供又は助言を行う。

## 5 県警察

- (1) 危険物等の保安について特定事業者等に対し指導取締りを強化する。
- (2) 危険物等運搬車両の運行について保安を確保するために指導取締りを強化する。
- (3) 緊急車通行路、避難路の確保に努める。
- (4) 災害装備資材の整備、その充実強化を図る。

## 6 所在市村

- (1) 住民等の生命及び財産を保護するための避難対策（避難場所の選定、避難経路の把握、移動手段の確保等）を講ずる。
- (2) 防災のための教育訓練を行う。

## 7 所在消防本部

- (1) 危険物施設に対し立入検査を行う。
- (2) 危険物施設について法令に定める技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。
- (3) 危険物等の貯蔵、取扱いの基準の遵守について指導する。
- (4) 危険物保安監督者、危険物取扱者の責務及び職務の履行を徹底させる。
- (5) 危険物保安統括管理者の危険物の保安に関する業務の統括管理及び防災管理者による自衛防災組織の統括の履行を徹底させる。
- (6) 危険物運搬車両の移送中における保安の確保に関する指導をする。
- (7) 予防規程、防災規程の履行を徹底させる。
- (8) 危険物施設の定期点検の実施及び記録の保存並びに結果に基づく欠陥事項の改善に関する指導をする。
- (9) 被害の極限を図るため防災に必要な各種機材、設備、装備の充実指導に努める。
- (10) 消防のための教育、研究及び訓練に努める。
- (11) 災害発生時に備え、自衛防災組織の各々の対応能力、役割分担を確認し、訓練を実施して連携強化を図る。
- (12) 相互応援体制の強化を図る。

## 第2節 海上災害予防対策

特別防災区域の地先の海上に係る災害に対し、各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。

### 1 特定事業者

- (1) 船舶及び陸上の受入、払出施設に関する位置、構造、施設の維持管理の徹底を図る。
- (2) オイルフェンス、油処理剤等の資機材の備蓄及び維持管理の徹底を図る。

### 2 東北地方整備局青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所

船舶の安全航行に資するため港湾外かく施設、水域施設等の港湾施設の整備を維持する。

### 3 青森海上保安部、八戸海上保安部

- (1) 巡視船艇を特別防災区域の地先の水域へ定期的に巡回させ異変の早期発見に努める。
- (2) 危険物等積載船舶に対する監督を次により実施する。
  - ア 港則法に基づき港長が停泊場所の指定、荷役運搬の許可を行うとともにその監督、指導にあたる。
  - イ 津波、台風等の異常気象により災害の発生が予想される場合は、港長が状況に応じて荷役の中止あるいは港外への移動を命ずることができる。

ウ 港則法及び船舶安全法等関係法令の遵守、災害防止に関する指導を行う。

- (3) 危険物等積載船舶の入出港時及び停泊中、必要と認められるときは、巡視船艇を出動させて安全性の確認及び指導にあたるとともに、付近航行船舶及び港内作業船舶に対して危険物等積載船舶に接近しないよう指導し、海上における喫煙及び火気取扱いの禁止を徹底する。
- (4) 災害発生時、海上における初動体制を確立し、被害の極限を図るため防災に必要な各種資機材、設備、装備の充実指導に努める。
- (5) 海上災害における教育訓練に努める。

#### 4 県

- (1) 港湾区域内の港湾施設及び海岸保全施設の整備を推進し、海上災害を予防する。
- (2) 海上災害に必要な消火薬剤、油処理剤等防災資機材の管内備蓄の把握と、その整備の促進に努める。

#### 5 所在消防本部

- (1) 海上の災害予防のため、特別防災区域に係留中の船舶に対する予防査察及び取締りの強化を図る。
- (2) 危険物等の荷役作業を行うタンカー等に対し、必要に応じて随時立入検査を実施する。

### 第3節 自然災害予防対策

特別防災区域に係る地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。

#### 1 特定事業者

##### (1) 地震災害予防対策

###### ア 危険物施設等の耐震化・液状化対策

危険物施設の配管、建築物及び特定防災施設等について、耐震性能、各技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の危険性の可能性等を確認し、必要な措置を講ずる。

###### イ 特定防災施設及び防災設備の信頼性向上

特定防災施設及び防災施設（遮断設備、移送設備、散水設備、消火設備等）について、停電や通信回線の輻輳の発生に対応するための必要な措置を講ずる。

###### ウ 浮き屋根及び内部浮き蓋の被害状況の把握

短周期地震動やスロッシングによるタンク被害を予測し、地震の発生時に損傷危険性の高いタンクを速やかに把握することができるリアルタイム被害予測システムの導入を検討する。

## エ 地震発生時の特定防災施設及び防災設備等に係る応急措置・代替措置

地震発生後も継続して危険物の貯蔵等を行うため、特定防災施設及び資機材等が被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、「特定防災施設等の技術基準の検討報告書（平成 25 年 2 月危険物保安技術協会）」を参考に応急措置又は代替措置を講ずる。

### (2) 津波災害予防対策

#### ア 特定防災施設及び防災設備等の浸水対策

特定防災施設及び防災設備等について、自衛防災組織の防災活動に支障を及ぼさないよう、高所への設置や防水化といった必要な措置を講ずる。

#### イ 津波発生時の特定防災施設・資機材等に係る応急措置・代替措置

津波被害発生後も、特定防災施設及び資機材等が、被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、「特定防災施設等の技術基準の検討報告書（平成 25 年 2 月危険物保安技術協会）」を参考に応急措置又は代替措置を講じる。

#### ウ 自衛防災組織の安全確保対策

地震・津波発生時において、人命の安全を最優先し防災活動に当たることが必要である。特に、津波災害時には人的対応に係る制約が大きいと考えられることから、自衛防災組織等は、次の事項について整理し、安全確保対策を講ずる。

##### (ア) 津波に関する情報収集

##### (イ) 避難場所の確保等

##### (ロ) 情報伝達の確保

##### (エ) 退避ルールの確立と津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動の明確化

- ・人命安全の優先

- ・津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動の明確化

- ・津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動・安全管理マニュアルの作成

##### (オ) 自衛防災組織等の装備及び教育訓練の充実

### (3) その他の自然災害

竜巻、高潮等の自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、気象及び海象の収集に努め、事業所内の警戒警備を強めるものとする。

## 2 東北地方整備局青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所

津波、高潮、波浪等による災害を予防するとともに、船舶の安全航行に資するため外かく施設、水域施設等の港湾施設の整備を推進する。

## 3 青森海上保安部、八戸海上保安部

津波、台風等の異常気象により災害発生が予想される場合は港長が状況に応じて荷役中止あるいは港外避泊を勧告し、また、必要があると認めるときは、荷役の中止あるいは港外へ

の移動を命ずる。

#### 4 県

- (1) 地震対策としての港湾施設の建設整備にあたっては、地盤の種別及び当該施設の重要度等を考慮して適切な設計震度を採用する。
- (2) 自然災害を想定した複合的な訓練を実施する。
- (3) 港湾区域内の海岸保全施設を整備するため海岸保全事業を施行して、津波、高潮等による災害を予防する。

### 第4節 航空機等による災害の予防対策

特別防災区域における航空機及び無人航空機による災害に対する各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。

#### 1 航空機による災害の予防対策

##### (1) 三沢空港事務所

航空機に対し、航空法に定める最低安全高度を遵守させるとともに、当該区域の航空機災害防止のため航空関係者に対する啓蒙、協力要請を行う。

また、防災関係機関等から、航空法違反の疑いがある航空機に係る通報を受けた場合は、適切に対応する。

##### (2) 特定事業者

特別防災区域の上空における航空機の飛行について監視を行うとともに、航空法の規定に違反する疑いがある航空機を発見したときは、速やかに三沢空港事務所に通報し、災害の未然防止を図る。

##### (3) 防災関係機関

航空法の規定に違反する疑いがある航空機を発見したときは、速やかに三沢空港事務所に通報し災害の未然防止を図る。

#### ○ 航空機の低空飛行の監視体制

##### ア 飛行高度制限

特別防災区域内の地上構造物より 300m以下の低空

##### イ 監視

特定事業者が監視する。防災関係機関は低空飛行航空機を発見次第通報する。

##### ウ 低空飛行航空機を発見したときの通報

(ア) 通報先

東京航空局三沢空港事務所

(イ) 通報内容

- |             |   |                    |
|-------------|---|--------------------|
| (a) 日       | 時 | (e) 機 体 番 号        |
| (b) 場       | 所 | (f) 色              |
| (c) 飛 行 方 向 |   | (g) 発見者及び通報者の氏名、所属 |
| (d) 機 種 型 式 |   | (h) そ の 他          |

(ウ) 通報の方法

電話により通報する。

エ 三沢空港事務所の処理

三沢空港事務所は、通報のあった事項について調査をする。調査結果は通報のあった機関へ通知する。

オ 通報をした機関は、三沢空港事務所から調査結果の通知を受けた場合、防災本部へ報告する。

## 2 無人航空機に関する事故防止体制について

### (1) 三沢空港事務所

特定事業者及び防災関係機関等から航空法違反の疑いがある無人航空機に係る連絡を受けた場合は、適切に対応する。

### (2) 特定事業者

特別防災区域の上空における無人航空機の飛行について監視を行うとともに、航空法の規定に違反する疑いがある無人航空機を発見したときは、速やかに三沢空港事務所に通報し、災害の未然防止を図る。

### (3) 防災関係機関

航空法の規定に違反する疑いがある無人航空機を発見したときは、速やかに三沢空港事務所に通報し、災害の未然防止を図る。

## 第5節 気象通報等の伝達

気象予報・警報等、津波予報・地震情報等、火災警報等の伝達については、次のとおりとする。

### 1 気象予報・警報等の伝達

青森地方気象台が発表する気象予報・警報等の伝達については、次に定めるところにより処理する。

#### (1) 伝達すべき気象予報・警報等の種類

ア 注意報

気象（風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪）、高潮、波浪、洪水

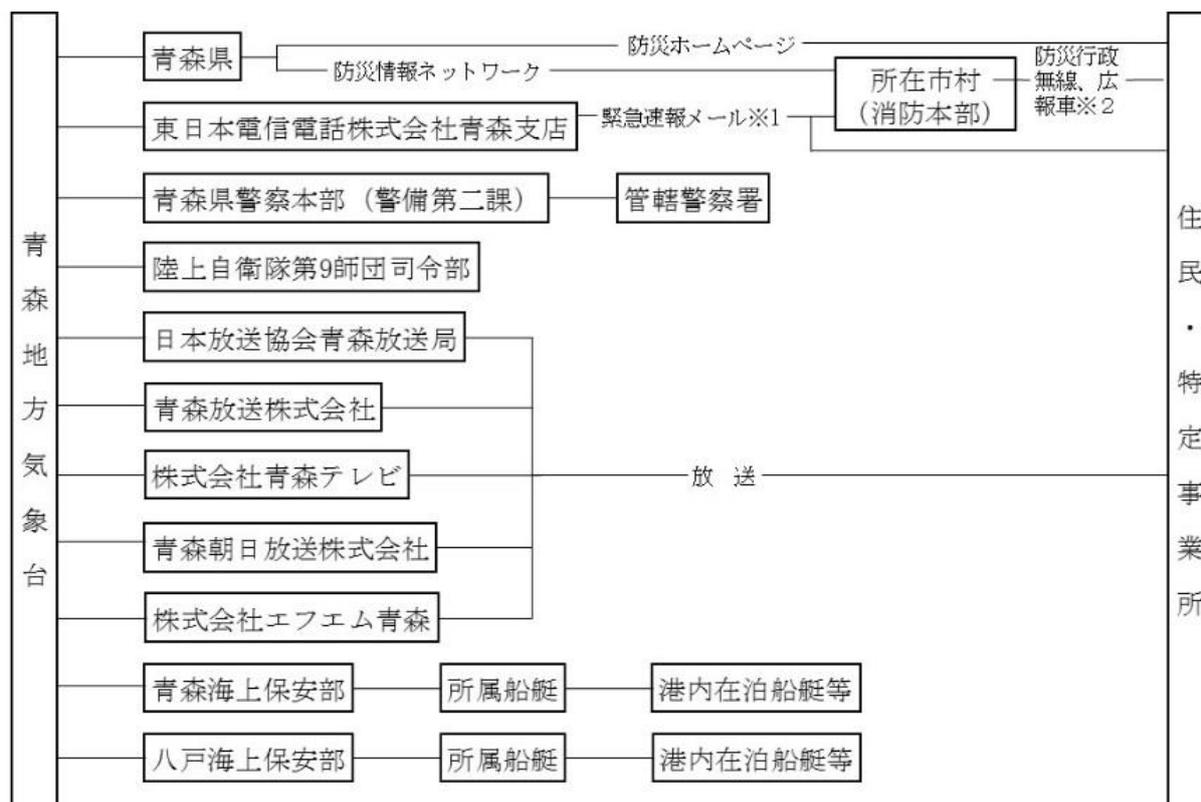
イ 警報

気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、高潮、波浪、洪水

ウ 特別警報

気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、高潮、波浪

(2) 伝達系統



※1：緊急速報メールは特別警報又は警報発令時に限る。

※2：市町村は発令される注意報及び警報の内容を踏まえ、必要に応じ周知する。なお、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知った時は、直ちに周知する。

2 津波警報等・地震情報等の伝達

(1) 伝達すべき津波警報等・地震情報の種類

ア 津波警報等の種類

(ア) 津波注意報

予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表。

(イ) 津波警報

予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合に発表。

(ウ) 大津波警報

予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合に発表。

イ 地震・津波に関する情報の種類

(ア) 地震情報

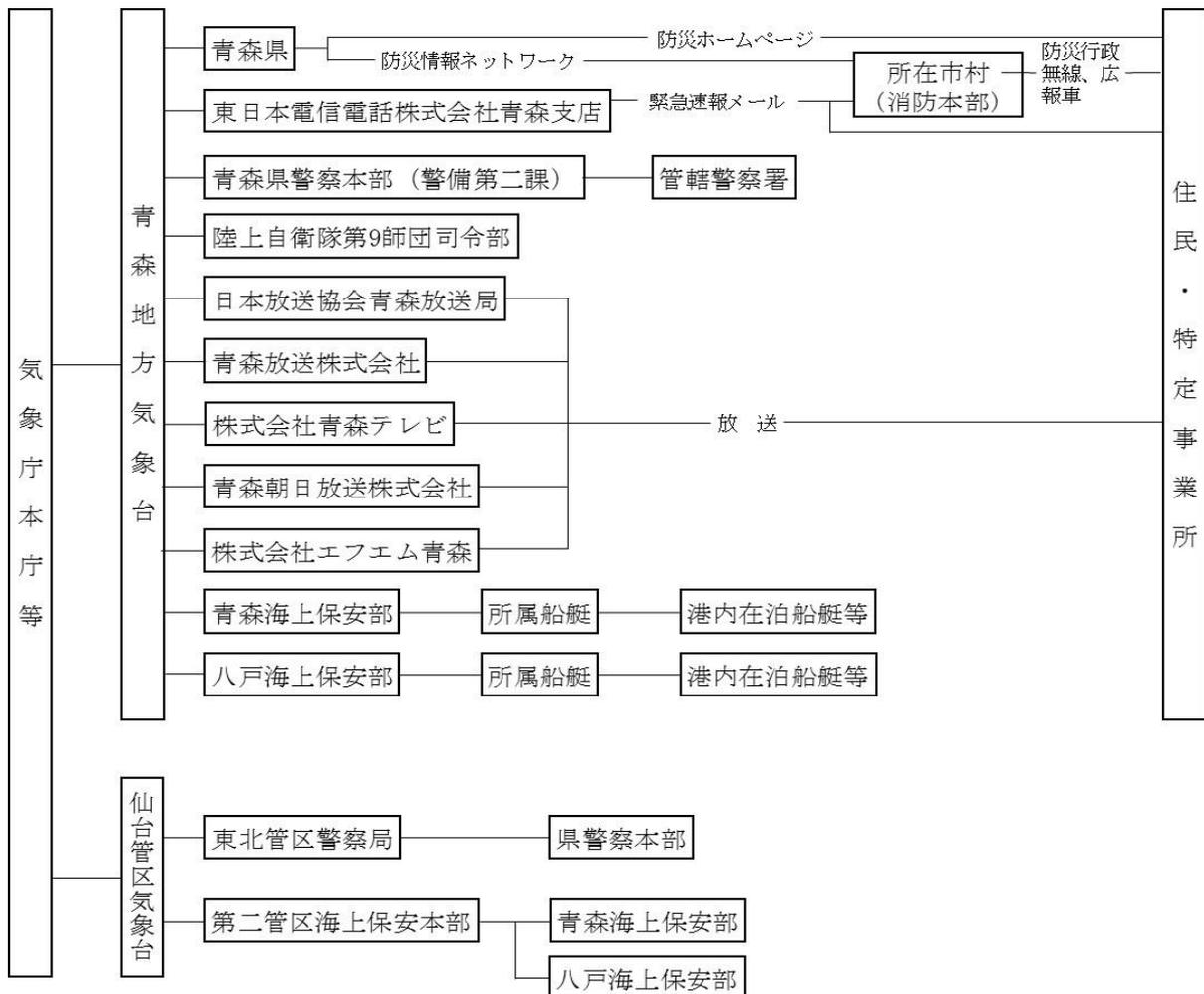
震度速報や震源に関する情報など、地震現象及びこれに密接に関連する現象（津波現象を除く。）の観測成果及び状況を内容とする情報。

(イ) 津波情報

津波到着予想時刻・予想される津波の高さに関する情報など、津波現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とする情報。

※地震情報及び津波情報の詳細については、「青森県地域防災計画（地震・津波災害対策編）第4章第1節」を参照。

(2) 伝達系統



(3) 特定事業者における情報収集体制

特定事業者は、上記(2)に掲げる伝達系統によるほか、自ら積極的に情報収集を行い、災害を予防するための必要な体制をとる。

また、県・所在市村等防災関係機関は、特定事業者が地震等により情報収集できない状態を想定し、様々な手段を用いて特定事業者に対する情報伝達を行う。

### 3 火災警報の伝達

所在市村の長は、火災警報を発令した場合、特定事業所及び県、県警察、所在市村等の防災関係機関に対し速やかに伝達する。

## 第6節 防災施設、設備及び資機材等の整備

特別防災区域に係る災害の防止に必要な特定防災施設等及び防災資機材等の整備については、次のとおりとする。

### 1 特定事業者

特定事業者は、法令で定める基準により流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備を設置し、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車その他の防災資機材等を整備するとともに、これらの資機材及び設備が災害発生時に支障なく使用できるよう適切に維持管理する。

また、災害が発生した場合に被害が軽減できるよう緊急遮断設備や仕切堤、水幕設備といった設備の充実強化を図る。

### 2 防災関係機関

防災関係機関は、特別防災区域に係る防災に関し、地域及び特定事業所の実情に応じて必要とされる防災資機材等の整備、充実強化を図るものとし、整備した防災資機材等が災害発生時に支障なく使用できるよう適切に維持管理する。

## 第7節 防災教育及び防災訓練

この計画は、特別防災区域に係る災害の防止に必要な教育及び訓練については、次のとおりとする。

### 1 防災教育

特定事業者及び防災関係機関は、危険物等に係る災害及び拡大の防止を図るため単独又は共同して職員に対する防災教育を実施するものとする。

#### (1) 特定事業者

ア 特定事業者は、職員に対し危険物等の貯蔵、取扱いその他の作業に関する防災上必要な事項の周知徹底及び防災意識の高揚を図り、危険物等の災害防止に努めるとともに、各事業所の実態に応じた石油コンビナート等に関する防災知識及び技能の向上に努めるものとする。

イ 特定事業者は、その選任した防災管理者・副防災管理者に対し、特定事業所における

災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるよう努めるものとする。

(2) 海上保安部

海上及び船舶関係者並びに特定事業所の職員に対し、海上防災に関する安全教育等を実施する。

(3) 青森労働局

青森労働局は、特定事業所の職員に対し安全衛生教育を実施する。

(4) 県

県は、次により防災教育を実施、推進する。

ア 危険物規制事務担当職員の指導育成の強化

危険物規制事務担当職員（関係消防機関）を対象とする講習会、会議等を開催し、危険物規制事務の能率化と円滑化を図る。

イ 危険物取扱者等の知識・技能の高揚

危険物取扱者等に対して保安講習を行い、危険物規制に関する知識・技能の向上を図るとともに、危険物施設の保安全管理の徹底を図る。

ウ 高圧ガスを取り扱う事業所の従事者に対し、高圧ガスの取扱方法について年1回以上講習会等を開催し、徹底した安全教育を行うとともに、資格者養成のための講習を資格種別ごとに随時実施する。

(5) 所在消防本部

関係消防機関は、法令等に基づき、又は特定事業者の協力要請により特定事業者に対して防災教育を実施する。

また、防災要員に対し、災害の予防と災害防御技術に関する教育を実施する。

## 2 防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は、広く一般住民の防災思想の高揚を図るとともに、災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう災害応急対策における技能の向上と防災関係機関等相互の連絡協調体制の確立を目的として、単独訓練又は総合防災訓練を実施するものとする。

(1) 訓練の区分

実動訓練及び図上訓練とする。

(2) 訓練の種類

ア 情報収集、伝達訓練

イ 救出、救護訓練

ウ 避難訓練

エ 広報訓練

オ 警備交通規制訓練

カ 危険物等爆発火災並びに漏洩処理訓練

- キ タンクローリー等火災訓練
- ク タンカーの火災並びに海上流出油拡散防止及び防除訓練
- ケ 防災本部及び現地防災本部運営訓練
- コ その他応急対策に必要な訓練

### (3) 訓練の方法

#### ア 単独訓練

特定事業者及び防災関係機関は、職員の石油コンビナート防災技能の習熟を図るため、個別に業務に関連した訓練科目を選定した訓練を適宜実施するものとする。

#### イ 総合防災訓練

防災本部は、大規模災害の発生を想定し、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立と災害応急対策における実践的能力をかん養し、もって災害応急対策の迅速化、的確化を図ることを目的とした実動訓練、または、防災本部として行うべき災害対応の判断、関係機関への情報伝達及び情報共有に関する対応能力といった防災本部の機能を強化することを目的とした図上訓練を毎年1回以上計画し実施するものとする。

訓練を計画するに当たっては、災害応急活動の基準となる災害の区分(第5章第1節)及び防災本部の活動(第5章第2節)を前提とし、訓練内容にブラインド要素を含めるほか、住民参加型避難訓練を実施するなど、高いレベルの災害対応能力の醸成を目指した訓練の充実強化に努める。

## 第8節 防災に関する調査研究

防災関係機関等が災害の未然防止を図るために行う調査研究の実施については、次のとおりとする。

### 1 実施機関

- (1) 特定事業者及び防災関係機関は、単独又は共同して防災に関する調査研究を行う。
- (2) 防災本部は、自ら又は特定事業者及び防災関係機関と協力して防災に関する調査研究を実施するとともに、必要と認めるときは専門員をして専門の事項を調査させる。

### 2 実施項目等

#### (1) 特別防災区域及び特定事業所の実態調査

特別防災区域及び次の事項について定期的の実態調査を実施し、防災関係機関における活用を図る。

- ア 特定事業所の概要
- イ 危険物等の貯蔵、取扱量及び処理量
- ウ 危険物等の施設の状況

- エ 特定防災施設、防災資機材の実態と計画
- オ 防災関係機関の消防力等の状況
- (2) 災害発生の態様、被害及び教訓
- (3) 防災技術等の向上に関する調査研究
  - ア 火災時の特性に関すること。
  - イ 災害発生過程及び防御に関すること。
  - ウ 消火剤、油処理剤、吸着材及び消防用機械器具の使用に関すること。
- (4) 消防技術の向上に関する調査研究
  - ア 消防隊等の接近の困難性に関すること。
  - イ 火点確認の困難性に関すること。
  - ウ 消火の困難性に関すること。
  - エ 救出・救護の困難性に関すること。
- (5) 災害想定に関する研究。
- (6) その他必要と認められる事項の調査研究

## 第9節 緑地等の設置

県及び所在市村は、特別防災区域に係る災害がその周辺地域におよぶことを防止するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置を図るほか、防災対策避難道路及び橋梁等の新設が必要な場合は、これらの実現に努めなければならない。

## 第10節 避難対策

特別防災区域周辺住民及び特定事業所従業員等が円滑に避難できるよう整備する避難対策については、次のとおりとする。

### 1 避難対策の考え方

石油コンビナート防災アセスメント調査結果や青森県地震・津波被害想定調査等の結果を活用し、起こり得る災害に即した、より効果的な避難対策を策定するものとする。

### 2 特定事業者等

特定事業者等は、事業所内の従業員等が適切に避難できるよう避難経路等を定め周知徹底を図る。

### 3 所在市村

#### (1) 避難対象地域及び指定避難所

所在市村は、各地区の実情に応じた避難対象地域及び指定避難所を選定する。

(2) 避難計画の策定

所在市村は、避難の勧告又は指示を行う基準や伝達方法、各地区の実情に応じた指定避難所への避難又は屋内での待避といった避難方法をまとめた避難計画を策定する。

(3) 避難計画の検証

所在市村は、訓練等を実施し、策定した避難計画が有効に機能できるかどうか検証する。

4 県

県は、特定事業者及び所在市村が整備する避難計画に関し、必要な助言や情報提供を行う。

5 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、避難計画の策定に当たって必要な情報提供を行うなど、積極的に協力する。

## 第 11 節 防災に関する広報広聴活動

周辺住民等との地域対話、防災知識の普及啓発等の充実に必要な広報広聴活動については、次のとおりとする。

1 特定事業者

特定事業者は、自ら実施している防災活動等の取組みについて、周辺住民との情報共有のために積極的に情報発信を行い、周辺住民と意思疎通を図りながら防災対策に取り組む。

2 所在市村・その他の防災関係機関

所在市村・その他の防災関係機関は、石油コンビナート等災害が特別防災区域の周辺に及んだ場合、周辺住民が的確な判断に基づき行動し、早期に円滑な避難行動がとれるよう、また、併せて所在市村、その他の防災関係機関が円滑・確実な避難誘導ができるよう、災害情報の入手方法、避難先、避難経路及び避難時の心得等、必要な防災知識の普及啓発を図る。

3 県

県は、特定事業者や所在市村・その他の防災関係機関における取組みを支援する。